

基本計画部会第1ワーキンググループ 産業関連統計タスクフォース 検討結果報告

取りまとめ：西郷 浩

はじめに

現行基本計画に掲げられた産業関連統計に関する事項は多岐にわたる：(a)経済構造統計に関する事項；(b)サービス活動に関する統計の整備；(c)企業のグローバル化の進展に対応した統計の整備；(d)基幹統計化について検討する統計；(e)ビジネスレジスターの構築・利活用に関する事項。

これらのうち、(c)と(d)、(e)の総論については、基本計画部会において審議することとなった。そのため、産業関連統計TFにおいて検討を行ったのは、個別の統計で次期基本計画の対応が必要となる事項のみである。

(a)経済構造統計に関する事項については、経済センサス－活動調査の詳細な集計結果が本年度末に公表が行われることから、次期基本計画において今後の在り方の整理が必要となる。

(b)サービス活動に関する統計の整備については、情報通信サービスの企業活動を捉える統計が新たに作成された。しかし、他の業種について、サービス業と企業活動との双方の観点での更なる統計の整備が必要となっている。

(c)企業のグローバル化の進展については、(i)輸出入行動を企業活動に関連づける課題はビジネスレジスターの課題と整理され、(ii)貿易統計に関連した委託加工等に関する情報は2008SNAの対応としてSNAで対応することと整理されているため、産業関連統計TFでは、海外現地法人の事業活動に絞って次期基本計画の課題を検討した。

上記の整理で、次期基本計画に向けて、検討を継続する必要がある事項や更なる産業関連統計の充実に向けた取組など、現行基本計画から取組の発展・充実を図る事項を以下の通り産業関連タスクフォースで取りまとめた。

1. 基本的な考え方

産業関連統計に関して掲げられた事項のうち、経済構造統計を軸とした体系的整備は平成18年の「経済センサスの創設に関する検討会決定」（各府省統計主管課長等及び学識経験者により構成）で作成された「経済センサスの枠組みについて」に基づいている。しかし、その後、事業所母集団データベースが稼働したことや経済社会情勢が変化したことを考慮して、次々回の経済構造統計の在り方を検討し、関連する事業所・企業統計の整備を行うことが重要となっている。

さらに、企業活動の多角化、国際化を踏まえ、我が国の経済発展に資する基礎資料を作成し、SNA等のマクロ経済指標の精度向上に資することも必要となっている。

2. 基本的視点と重点項目

平成26年経済センサス－基礎調査の部会長メモで、経済センサス－基礎調査（経済センサス・活動調査の中間年における調査）に関する検討を要請された。だが、平成24年経済センサス・活動調査の結果と実施状況の評価が利用できない現段階において、経済センサス・活動調査の将来と、それを実施するための準備と位置づけられる経済センサス・基礎調査の将来とについて、本TFで直ちに結論が出るものではない。現時点においては、次期基本計画の中で検討する課題として方向性を示すにとどまる。

次期基本計画に向けた考え方としては、以下の事項を提案する。

(a) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備

公的統計の整備に当たって重要な事項であり、関係府省協力の下に進めて行く必要があるため、次期基本計画でも項目を立てて対応する。

① 経済センサス - 活動調査の在り方：

経済センサス活動調査の在り方として、(i)おのおのの産業の構造を詳細に把握する統計を作成するための調査、(ii)おのおのの産業において詳細な標本調査を実施するための母集団情報を提供するための調査、(iii)両者の間、という方向性がある。どの方向性を志向するかは、基本方針だけでなく実査の実行可能性にも依存する。平成 24 年経済センサス・活動調査は、2 月に実施されたこともあり、実査に多大な労力を要した。その詳細な調査結果や実施状況の評価を吟味してから、将来の方向性を検討する。

② 経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討：

経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査（以下、経済センサス・基礎調査とよぶ）については、(i)事業所母集団データベースが恒常的に整備によって不要となるという見方と、(ii)事業所母集団データベースの照会機能が万全とはいえず、とくに廃業の把握には調査が必要であるという見方とがある。現状では、事業所母集団データベースの照会機能が万全とはいえず、調査によって事業所・企業の母集団名簿に必要な情報を収集せざるをえない。

経済センサス・基礎調査において売上高を把握すべきか否かについては、(i)層別情報としての有効性、(ii)回答率への影響、(iii)売上高が中間年に把握されることの経済統計全般の精度向上、を平成 26 年経済センサス・基礎調査にもとづいて吟味してから検討する。

③ 経済センサス及び関連大規模統計に関する新たな枠組みの検討：

①経済センサス・活動調査の在り方に依存して、おのおのの産業の構造をどのように把握するかを検討する。たとえば、(i)アメリカの経済センサスのように、経済センサスで産業ごとに詳細な調査票を配付するのか、(ii)構造面の把握のために、経済センサスと同時または別個に詳細な調査を実施するのか、を検討する。

(b) サービス産業に係る統計の整備

現行基本計画の「サービス活動に係る統計の整備」は、企業統計のサービス活動を取り扱った課題が中心であるため、産業としてのサービス産業を整備する課題として整備を行う。

① サービス産業に係る統計の整備：

現状では、(i)産業ごとの詳細な情報を捉える特定サービス産業実態調査は 28 業種に限定されており、(ii)経済センサス活動調査は産業横断的な項目を捉えることを主目的としている。また、(iii)経済産業省企業活動基本調査では経済産業省所轄のサービス業の大規模な企業が把握されており、(iv)中小企業庁による中小企業実態基本調査では、サービス業をふくめて中小企業の経理項目等が調査されているものの、いずれも産業横断的な項目を捉えることを主目的としている。サービス産業の構造統計を新たな調査で作成するのは困難な状況であり、既存の統計を利用してサー

ビス業の構造面を把握するのが現実的な対応である。

② サービス産業動向調査の更なる充実とQ Eでの活用：

サービス産業動向調査は、サービス産業全体を対象とした月次調査であることに特徴がある。断続的に調査設計が変更されているため、現状では他の統計に十分には利用されていないけれども、結果数値が安定すれば、Q Eなどで活用される予定である。将来的には、同調査と構造統計との位置づけを検討する。

③ 第3次産業活動指数の精度や利便性の向上

(c) 企業活動に係る統計の整備

上記の通り、現行基本計画のサービス活動に関する統計の整備は、企業のサービス活動を把握することに主眼があるため、次期基本計画においては企業活動に係る統計の整備として、項目立てし、更なる取組の発展・充実を課題とする。

特に、新成長戦略では海外市場の獲得がテーマとして上がっていることから、関連施策の継続評価のために統計の充実が重要になってくるので、海外事業活動をめぐる統計の一層の充実が必要である。なお、海外現地法人を有する我が国企業に調査を依頼するため、「グローバル化の進展」ではなく、企業活動に係る統計の整備として整理・統合を行う。

① 企業活動に関する統計の整備：

企業活動を正面から捉えた調査として、経済産業省企業活動基本調査がある。平成22年から実施されている情報通信業基本調査には、企業活動基本調査の調査項目が反映されている。企業活動基本調査の対象業種の拡大によって企業活動基本統計の作成を実現することが望ましいが、対象業種の拡大が困難であることから、経済産業省以外の府省が実施する調査に、企業活動を捉えるための事項をどのように盛り込むかについて検討する必要がある旨基本計画に記述する必要がある。

② 企業内活動の把握：

事業所を対象とした統計調査の売上高等には、同一企業内事業所向けの売上も含まれていることから、自企業、他企業別の売上高等の把握の可能性を検討する必要がある。

③ 企業グループ活動の把握：

平成21年経済センサス・基礎調査で企業グループが把握され、それと平成24年経済センサス・活動調査とをリンクすることによって、企業グループ単位での集計が（時点にズレがあるので完全ではないとはいえ）可能となった。集計結果からなにが分かるかを研究する必要がある。

④ 企業活動における海外活動の把握：

企業の海外活動については、海外事業活動基本調査で把握されている。平成21年経済センサス・基礎調査によって母集団名簿を整備したところ、海外事業活動基本調査の対象企業数が増加した。名簿情報の変更の影響を確かめた上で、回答率の向上策などを検討する。

(d) 産業関連統計の整備の関連事項

以上の課題を達成するため、産業関連統計全般に関連する課題として以下の事項の検討を産業関連統計の体系的整備の一環として併せて検討する。

① 売上高等の把握における消費税の扱い：

調査段階で、税込と税抜とを完全に選り分けることは困難である。集計段

階での工夫により結果精度を高める必要がある。ただし、集計段階での対応には限界があることから、最終的には、税額（項目が細かければ総額でもよい）の情報を利用して、加工統計の段階で対応するのが現実的である。

② サービス産業を中心とした生産物分類の構築

3. 次期基本計画における基本的な方向性

上述の重点項目を具体化し、現行計画から発展・充実を図る事項及び基本的な方向性を別添の整理表に掲げる。

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 （産業関連統計TF）	第2－1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性（基本計画部会審議対象事項のうち、経済構造統計についての具体的施策） ◇ 本文には、経済構造統計の重要性と①目標及び目標時期、②密接に関係する主要な産業統計との関係及び調査事項の在り方、③SNA、IO等の加工統計と経済構造統計及び他の産業関連統計の関係の在り方を記述。 ◇ 別表には、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備の取組について記述し、SNAの年次推計にも言及。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、検討報告書を取りまとめた。一方で、経済センサス－活動調査の検証が行われておらず、今後の経済構造統計の在り方については流動的である。さらに、体系的整備の視点が多数あるため、どの視点から体系的に整備するかを絞りこめないこと等、現時点において継続的な検討が困難なため、今後は、具体的な課題ごとに検討していく必要がある（「実施困難」の自己評価）。 ○ SNAの年次推計については、平成28年に予定されている経済センサス－活動調査の実施までに検討を進めていく（「実施可能」の自己評価）。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、体系的整備の課題等を取りまとめた点については評価。今後は、経済センサス－活動調査の検証結果を踏まえ、枠組みの見直しを含めた経済センサスの在り方や産業関連統計の体系的整備についての具体的な課題ごとの検討を行うことが必要。 ○ SNAの年次推計については、JSNAと一次統計との連携強化として別項で整理が必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 公的統計の整備に当たって重要な事項であり、関係府省協力の下に進めて行く必要があるため、次期基本計画でも項目を立てて対応する。 <基本的な考え方> ① 経済センサス－活動調査の在り方 ア 経済センサス－活動調査の目的である包括的な産業構造統計の整備及び各種統計の精度向上に資する母集団名簿の充実を図るため、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上に重点を置くこと イ 平成28年経済センサス－活動調査の実施については、平成24年経済センサス－活動調査の実施状況を踏まえた検討を行うとともに、関連する産業関連統計の役割分担も検討 ② 経済センサス－活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討 ア 平成26年基礎調査の結果検証及び事業所母集団データベースの整備事業の進捗状況も踏まえた母集団情報の整備の在り方の中で、母集団情報の整備のための統計調査の在り方を検討する。その際、事業所母集団データベースの目的である、経済センサス－活動調査を始めとした各種統計調査に対する母集団情報提供機能の確保に留意。

	イ 経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方の検討結果、記入者負担、地方公共団体の負担を踏まえた上で、調査期日、総売上高の把握の在り方を含めた枠組みについて検討 ③ 経済センサス及び関連大規模統計に関する新たな枠組みの検討 上記①及び②の検討を踏まえ、平成18年の「経済センサスの枠組みについて」に代わる、経済センサス及び関連する大規模統計に関する新たな枠組みを検討する必要がある。
備考(留意点等)	・ 上記、経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討のAについては、事業所母集団データベースの課題として整理

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
サービス産業に係る統計の整備 （産業関連統計TF）	第2－1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性（基本計画部会審議対象事項のうち、別紙の具体的施策） ① 調査方法の検討、推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、サービス産業動向調査の基幹統計化を検討 ② 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、第3次産業活動指数の基幹統計化を検討
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①については、検討を行った結果、平成25年1月以降の調査より、精度向上等を図るため一部企業等調査を導入。基幹統計化については、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討（「実施可能」の自己評価）。 ○ ②については、速報と確報の差が大きい系列を中心に推計手法の検証を行い、精度向上に向けた取組を実施。基幹統計化に向けては、次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う（「実施可能」の自己評価）。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 両統計とも、精度向上のための取組みとして、調査の見直しや推計手法の検討を行った点については評価。①については、引き続き、調査結果の蓄積及びQEにおける利活用等を踏まえ、基幹統計化について検討を行うことが必要。②についても、引き続き推計精度向上に取り組む、有用性の更なる向上策について検討を行うことが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 上記2事項の取組状況と関連施策の状況等を踏まえ、基幹統計の整備から、サービス産業に係る統計の整備として、目標や施策の枠組みの見直しを行う。 ○ 現行基本計画の「サービス活動に係る統計の整備」は、「企業活動に係る統計整備」として取り扱うことから、次期基本計画に言及すべきサービス産業に係る統計の整備については、本事項の中で整理する。 ＜基本的な考え方＞ ① サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進める。 ② サービス産業動向調査について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。またQEにおける利活用状況等を踏まえ、基幹統計化について検討を行う。 ③ 第3次産業活動指数について、次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う。
備考（留意点等）	

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
企業活動に係る統計の整備 （産業関連統計TF）	第2－3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ◇ 本文、別表とも以下の4つの観点でサービス活動に関する統計の整備について記述。 ① 情報通信サービスに関する統計の整備、通信利用動向調査の精度向上 ② 知的財産に関する統計の整備 → 基本計画部会の審議事項のため対象外（ビジネスレジスター） ③ サービス活動を適切に捉えるための検討 → 基本計画部会の審議事項のため対象外（研究開発の推進と学会との連携強化） ④ 企業のサービス活動（組織内活動と外部委託）に関する統計の整備 ※ ①については、「通信・放送産業基本調査、放送番組制作実態調査を経済産業省企業活動基本調査と連携して基幹統計化について検討する」との「基幹統計の整備に関する方向性」（基本計画部会審議事項）の別紙に言及している個別課題を含む。 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備（基本計画部会審議対象事項の具体的施策） ◇ 本文には、企業活動に係る個別事項として「海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。」との記述。 ◇ 別表には記載なし。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	【サービス活動に関する統計の整備】 ○ ①については、情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を実施。基幹統計化については引き続き検討（「実施済（共管調査）」及び「実施可能（基幹統計）」の自己評価）。「通信利用動向調査」は精度向上のために調査対象数を増やし、都道府県別表章を行った（「実施済」の自己評価）。 ○ ④については、平成25年度から純粋持株会社実態調査を実施。その結果を平成26年経済センサス－基礎調査の親会社・子会社情報と組み合わせ持株会社のグループ活動を明らかにすることについて引き続き検討（「実施予定（純粋持株会社の調査）」及び「実施可能（グループ活動）」の自己評価） 【グローバル化の進展に対応した統計の整備】 ○ 当該事項は別表に掲載が無いため、明示的な自己評価は行われていない。ただ、平成23年度の審議で、「経済センサス－基礎調査の結果を用いて海外現地法人の母集団情報の精緻化を推進し、捕捉数が大幅に向上した点は評価できるが、より一層母集団情報の精緻化について改善が必要である」と評価されている。 ○ 上記を受け、基本計画部会の中で、海外事業活動基本調査の実施者である経済産業省より、平成25年7月からの調査で対象名簿を精緻化し、調査対象数が1.6倍増えるとの報告あり。

平成24年度統計法施行状況報告の評価	【サービス活動に関する統計の整備】 ○ 情報通信サービスに関する統計の整備は、基幹統計化以外は所期の目的を達成しているものと評価。基幹統計化については、企業活動に関する統計の整備の中で他調査との関係を整理する必要があるため引き続き検討。 ○ 企業のサービス活動については、純粋持株会社実態調査を実施するとしたことは評価。引き続き平成26年経済センサス-基礎調査の親会社・子会社情報と組み合わせた持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討することが必要。 【グローバル化の進展に対応した統計の整備】 ○ 母集団情報の精緻化が進んだことは評価できるが、対象数の増加によりこの間の取組により改善してきた回収率の向上などを引き続き検討していく必要があるため、調査の精度向上に向けて更なる発展・充実を図るべき。
次期基本計画に向けた基本的な考え方	○ 現行基本計画のサービス活動に関する統計の整備は、企業のサービス活動を把握することに主眼があるため、次期基本計画においては企業活動に係る統計の整備として、項目立てし、更なる取組の発展・充実を課題とする。 ○ 新成長戦略では海外市場の獲得がテーマとして上がっていることから、関連施策の継続評価のために統計の充実が重要になってくるので、海外事業活動をめぐる統計の一層の充実が必要。 ○ 海外現地法人を有する我が国企業に調査を依頼するため、「グローバル化の進展」ではなく、企業活動に係る統計の整備として整理・統合を行う。 <基本的な考え方> ① 企業活動に関する統計の整備：企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、共通事業所コードによる既存統計調査の連携を図ることにより、企業活動に関する体系的なデータ把握について検討する。 ② 企業内活動の把握：事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について、記入者負担を考慮した上での把握の可能性について検討する。 ③ 企業グループ活動の把握： - ア 平成24年経済センサス-活動調査結果を、平成21年経済センサス-基礎調査で把握された企業グループの情報により集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。 - イ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。 ④ 企業活動における海外活動の把握：本邦企業が所有する海外現地法人の事業活動を正確に把握するため、海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化も検討する。
備考(留意点等)	

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
産業関連統計の整備の 関連事項（新規検討課題） （産業関連統計TF）	新規検討課題（現行基本計画に掲載なし）
平成24年度統計 法施行状況報告 の概要	—
平成24年度統計 法施行状況報告 の評価	—
次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え方	○ 産業関連統計の整備のうち、現行基本計画に掲載の無いで、経済動向をより適時・的確に捉え提供する統計の整備として対応する事項は次の通り。 ＜基本的な考え方＞ ① 売上高等の把握における消費税の取扱い：現状の企業を対象とした統計調査において税込みと税抜きが混在した集計となっていることから、記入負担等を勘案した上での結果精度を高める方法について検討する場を設けること。 ② サービス業を中心とした生産物分類の構築：需要サイドの概念による生産物分類の構築に当たっては、産業分類が需要概念で構成されている分類もあることから、各分類の特性を踏まえ、段階的に検討を行うこと
備考（留意点等）	・現行基本計画の施行状況審議において、「日本標準商品分類」は、統計基準としての設定は行わないとの結論が示されている。ただし、現行の「日本標準商品分類」については、現在の商品事情に照らして内容を見直すこととされている。SNAの視点からも生産物分類の必要性の意見が出されているため、WGで検討が必要。